



六十二年年度予算を可決

三月定例会

昭和六十二年第一回小浜市議会定例会が三月五日に招集され、会期を十九日までの十五日間とされた。

会期決定後、直ちに議案の審議に入り、昨年十二月の第五回定例市議会に決算特別委員会（委員長 森下 智議員）に付託、閉会中の継続審査となっていた認定第三号昭和六十年小浜市一般会計歳入歳出決算外九件の決算の議案について委員長より報告がなされた。

委員長報告に対する質疑、討論を経て採決に入り十件の決算を、いずれも承認をした。続いて、市長より昭和六十二年小浜市一般会計補正予算（第七号）をはじめとする八件の補正予算の議案が上程され提案理由の説明、質疑を行ない各補正予算をそれぞれ所管の常任委員会に付託をした。

次いで、議案第十号昭和六十二年小浜市一般会計予算外十件の予算議案、議案第二十一号小浜市国民健康保険条例の一部改正について外二十二件、合計三十四件の議案が上程され、市長、財政課長より提案理由の説明が行なわれた。

この中で、昭和六十二年小浜市一般会計予算の提案にあたり、市長のほうから、「最近の、わが国の経済は対外経済の摩擦による急速な円高により輸出関連産業だけでなく、地方自治体に及ぼす影響が懸念されるほか内需拡大や雇用情勢等の問題もあつて、今後の日本経済の動向が注目される」と述べた。

時あたかも本年は、新憲法のもとに新しい地方自治制度が発足してから四十年目の記念すべき年であり、このことから新年度は（昭和六十二年度）一、住みよい生活基盤づくり、二、豊かな

教育文化都市づくり、三、特色ある産業都市づくり、四、明るい福祉健康都市づくり、五、南北軸時代の都市づくりを基本施策として市民福祉、市民文化等の一その向上をはかるための予算を編成させていた」との基本施策が述べられた。

予算総額
154億2,847万7千円

一般会計 106億0,273万9千円
特別会計 42億6,158万4千円
企業会計 5億6,415万4千円
 (62年度当初予算)

十一日より十八日までには休会とし十九日に本会議が再開され、先に付託された議案に対する委員長報告が行なわれ質疑、討論「浜野議員（反対）坂下議員（賛成）、小川議員（反対）、石橋議員（賛成）採決を行ない全議案を原案どおり可決した。

次いで、小浜市議会委員会条例の一部改正についての議案が松尾 剛総務常任委員長より提案がなされ原案どおり可決した。

続いて、意見書第一号国民の食料を守り、農業再建に関する意見書案が坂下 均議員より提案がなされ、全会一致をもって可決し、意見書（別紙）を政府、関係機関へ提出した。

最後に、市長より、任期満了に伴う人権擁護委員の人事案件についての議案（三件）が提案され、いずれも全員の同意で再選された。

以上をもって、今議会に付議された事件を議了して第九期の議員の最終の定例市議会を閉会した。

本会議終了後、市長より議員の一人一人に、在職中の功績に対し記念品を添え、感謝状の伝達が行なわれた。

問 質 般

3月定例市議会において大学問題、派遣県職員、売上税、県立美術館、図書館、若狭ふれあいセンター（仮称）、昭和62年度米生産調整、交通体系の整備、国道問題、小浜東部の振興等々について8名の議員が2日間にわたり一般質問を行なった。（一般質問、市長の答弁の要旨は次のとおり）

横南地域学園都市・地域基本計画策定調査報告書が発表され、市長はたいへん喜ばしい事であると発言されておりますが、報告書によれば、市長が言明されていた、地元の発展に最も貢献する工業系の大学とは、ほど遠い社会系の大学で県立が組合立ということでありませう。

一方、横南推進協議会の会長は中川知事であり、中川知事が引退を表明された現在、県参加の組合立大学を新知事に新たに選出される県議会で、はたして受け入れられるかどうか、見通しを市長は、いかにお考えになつておられるのか。

基本計画策定委員会についてですが、どんなメンバーが加わっているのか。

さらに、この計画は大学誘致運動の中で、どのような位置を占めているのか。

また、基本計画によれば施設費として七十億から八十億、定員は一学年二百五十名としても五カ年は年間二億八千万円の経常経費が必要とされているが、この経費の捻出は地元、企業、団体等住民の幅広い協力を得る事を条件にしているが、委員会では資金計画を十分に論議をされたのか。

委員会のメンバーの一人である市長のお考えをお伺いいたします。

中川知事がおやめになつたので、次の知事並びにメンバーでもって大学誘致構想が引き続き継承されるかどうかという点ですが、横南に大学を、という構想は、県の第四次長期構想にも横南の地域社会づくりの一環として高等教育機関の充実が上げられ、大学誘致は一地域の活性化につながる問題として推薦をいただいているのであります。

もちろん、その過程において紆余曲折もあらうと思うが第四次長期構想計画が承認されている以上、本質的に何ら心配することは無いと思っております。

委員会のメンバーについてですが、黒羽亮一（筑波大学研究センター教授）委員長以下十五名（一名は在任中逝去）

て構成され、経費の捻出その他について論議が尽くされ終了をしているわけでございます。

小浜線は昭和五十五年に廃止の対象となつたが特定地方交通線の除外規定を政令で指定を受け、昭和五十九年八月国鉄再建管理委員会は、小浜線を赤字ローカル線の第三次線として提言をいたしました。

再三にわたり廃止の対象とされてきました。しかし市民上げての小浜線存続運動の成果であり、さらに助成措置を講じ、市民の乗る運動を一そう盛り上げた小浜線利用増進対策事業補助金の交付の効果でありました。

このことは小浜駅にみどりの窓口の開設を促進させ利用者からたいへん好評であると聞いております。

国鉄が民営化後も小浜線存続対策推進本部を継続、設置されるのか。

さらに市民の要望にこたえ、小浜線利用増進対策事業補助金を引き続き交付されるのか。

また、小浜駅舎は建築後三十年を経過。このような状況の中で金沢局長が昨年十一月に小浜線の活性化を知事に提言しております。

この中には本数の増加、接続改善、夏季の全車両の冷房化、駅舎のコミュニケーション等

がうたわれているが、地元住民とのふれ合い、地域の活性化に役立つ駅舎づくりを踏まえた青写真を制作して駅前開発をはかることを新会社に要望する考えがないかどうかお伺いいたします。

国鉄が民営化後も小浜線存続対策推進本部の継続、小浜線利用増進対策事業交付についても、各機関と御相談を申し上げながら継続をさせていたきたいと存じておるわけでございます。

駅舎の改築についてですが、昭和五十三年度に発生した小浜地域商業近代化計画では市街の活性化構想のひとつに駅周辺から白鬚に至るゾーンを商業集積ヘルトとして整備する事を提言しております。

これを受けて、現在南西開発組合事業と白鬚地区の市街地再開発組合の二つのプロジェクトが動き出しているわけでございます。

一月十六日に金沢鉄道管理局、若狭湾各沿線市町村、商工会などによる小浜線活性化のためプロジェクトが設立、民営化に対応しての小浜線活性化への広域戦術への具体的な検討に入っているわけです。

この事を受けて、昨年大鉄局の協力を得て若狭小浜へのお座敷列車、ブルートレインで若狭小浜へ釣りツアーなど

の計画を立て実施をしてまいりました。

いずれも予想を上回る成果を上げ、大鉄局でも若狭、小浜の観光プログラムは非常に高い評価を受けているわけです。

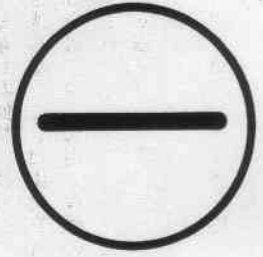
若狭の動脈でもあり、小浜線と若狭の中心である小浜駅の活性化は時代趨勢の望むところであり、市としても積極的に取り組まなければならぬと存じているわけでございます。

新しく発生する民営化後の小浜線と小浜駅に対し、以上のような観点から、若狭という広域的な視野に立つて旅行情報、レジャー、リゾート等のネットワークの中核点として機能面の整備をはかり、これとみどりの窓口と密接な連絡をはかつていきたいと思つているわけでございます。

駅周辺と一体となつて、それ自身が観光素材となり得るよう環境の整備を進めてまいりたいと思つているわけでございます。

県立美術館、図書館については、南川地区の区画整理事業は工事がやや遅れているのではないかと感じるが、県立図書館、美術館建設について、また県との対応は、

昨年は、この予算の凍結もありましたが、今年になつて



からどのような方法で進めてもらえるのかお伺いいたします。

県立美術館、図書館について県との対応、工事についてですが、本年の二月に基本構想の修正が終了をしております。

三月中に簡易コンベンによって設計協議が行なわれると聞いております。本来、設計ができ上がっていたわけですが、修正がほどこされたわけですから、その上で、七月から十一月に実施設計、八月から十月に敷地造成、六十三年の一月に入札、工事の着工、六十三年度に建設工事、備品の購入を終了して六十四年の春に開館の予定というように承っております。

基本構想としては、図書部門は当初計画とほとんど同様ですが、美術部門は削減し、新たに多目的展示室を設け、主催事業とあわせ文化団体等の行動の場とするという事になっております。

規模は鉄筋コンクリート造り二階ないし三階の予定で、四千七百ないし四千八百平米、総事業費十五億七千万円程度と承っているわけでございます。

最近、内外海方面における学校統合問題について耳にするところでありますが、最近どのようなことになっているのか。

行政側として基本的な考え方について概要をお尋ねいたします。

内外海地区の小学校の問題については、阿納尻小学校は昭和三十一年、堅海小学校は昭和二十九年、矢代小学校は昭和三十年に建築をされ、三校、いずれも木造建築でございます。

耐用年数とされる二十五年を経過しており、早急に老旧化の校舎の指定を取りつけたというふうにしておりません。

地元としては、老旧化に伴う改築の問題、児童数、通学等、当面する小学校教育に関する諸問題、将来展望を踏まえた対応について十分検討がなされて統合がいいという方向で、目下、地元においていちちお考えを取りまとめさせていただきます。

その、地元の動きに対して市としては、地元サイドで十

分検討された住民の意向による要望があれば、すみやかに、その具体化について取り組みをいたしているわけでございます。

たとえば、新しく統合される学校ができるのであれば、まずと、建設事業計画といしましては義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令に基



(第9期の議員最終の定例議会)

づきまして校舎の必要面積は千八百平米、体育館八百平米、プールの水面積が二百八十八平米、総工区として一万五千平米が必要であろうというふうな算定をいたしておるわけでございます。

なお、児童数ですが、昭和六十五年になりまして百九人、六十六年に百三人、六十七年に百一人、いずれも六学級編制される規模でございます。

昭和六十二年当初予算に、昭和六十六年供用開始を旨とす下水道事業の管渠工事の増額とともに浄化センターの建設予算も計上されたわけですが、事業着工の当初より懸案とされていたセンター建設周辺における諸問題、すべて円満解決されたとみていいの、

その辺についてお伺いします。下水道事業にかかわる現況についてですが、昭和六十六年供用を旨としまして鋭意工事を進捗中でございます。

しかしながら浄化センターの立地問題については、いわゆる地元と環境面で完全なる合意ができていないかということですが、隣接の水産食品組合から要望を承っておりまして、趣旨を十分に尊重しながらも、基本的には御理解を得るべく話し合いを積み重ね、植樹帯を設け、通用口の変更を検討し、御賛同と御納得をいただけるよう誠心誠意、これからも対処してまいりたいと存じておるところでございます。

人事

人権擁護委員の任期満了に伴う人事案件が三月定例市議会に提案され三件とも全員一致で同意をした。

人権擁護委員

- 大西 種治
- 石田 佐久治
- 古谷 文江

意見書

関係機関へ提出

地方自治法第九十九条第二項、市議会
会議規則第十四条の規定により意見書
を可決して関係機関へ提出した。

意見書第一号

国民の食料を守り、農業再建に関する意見書

わが国の食料事情は「飽食」といわれながら、その実態は穀物自給率三十割という状況にあります。

このような実態の中で円高・貿易摩擦の解消をはかるため一そう農産物の輸入を押し進めようとする動きが強まり、稲作を中心とする日本農業の破壊、食糧制度の改廃及びコメの輸入・自由化が行なわれようとしています。

世界の食糧事情が不安定のもとして食料のほとんどを輸入にたよることは、きわめて危険なことです。

コメは、戦後食糧制度のもとで安定した価格で供給されてきました。もし自由化を許すならば、コメは再び投機の対象となつて、そのつけが国民に転嫁されるのは間違いありません。

コメをはじめとする食糧を国内でどのように確保し農業

を育て発展させるかは国民生活の安定にとつてきわめて重要な課題です。このため政府におかれては第九一通常国会で全会一致決定した「食糧自給力強化に関する決議」を踏まえ、安全で、おいしくて、安定した価格で供給できる食料、農業政策を樹立されるよう左記事項の実現を強く要望いたします。

一、コメの輸入・自由化を行なわないこと

二、コメをはじめとする主要食糧の安全・安定供給をはかるため食糧管理制度の根幹を維持すること

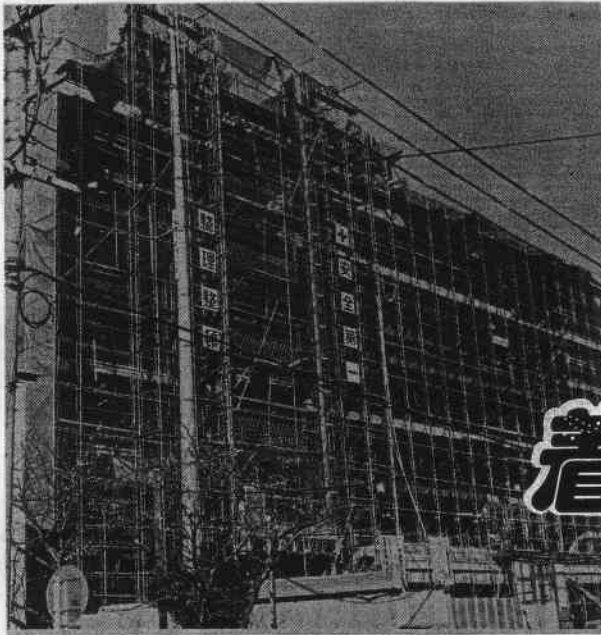
三、消費者には、家計の安定をはかり、安全で安定した食料の供給を行なうこと

四、主要食糧の自給率を高め、農業の生産性向上、備蓄制度の充実、再生産を保障する価格制度などを中心に食料・農業政策を早急に確立する

こと

五、国土・稲作農業を荒廃させる減反政策を見直すこと

六、都市勤労者の生活環境改善と、都市近郊農業との調和がはかられるよう総合的土地政策をすみやかに確立すること



着々と進む 庁舎建設工事

（左側から右側へ）

議会知識

陳情書の 処理について

情の処理については県下の他の市とは若干異なり請願に準じた取り扱いて処理をしてきている。

一方、会議規則第十九条で「会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する」と規定されている。

会議規則第十九条で、会議の議題となつた事件（議案、請願、陳情）を撤回しようとするときは、議会の承認を要するとされているもので、会議の議題とするのを議長が宣告する前までに提出者から撤回方を申し出てきたときは、本会議の承認は不要で議長限りで決めてよいと解されるが、しかし、いったん会議の議題となつた事件（陳情）の撤回をしようとするときは、議会の承認を得なければならぬ。

陳情書の処理については、小浜市議会会議規則第四百四十条で「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」となつている。

陳情については請願書の例により処理する、ということ

また、議会において、陳情の撤回が承認されれば、その内容について採択、不採択の決定を行なう必要がない。

一方運用例として、撤回する場合、発議者若しくは提出者の全員であつて、たとえ発議者（提出者）が二人いて他に賛成者が三人あるときは二人からの撤回、取り下げの願いが必要で、賛成者については関係がない。とする、とされている。

すると、議会の承認を要するときは、議会の承認を要するとされているもので、会議の議題とするのを議長が宣告する前までに提出者から撤回方を申し出てきたときは、本会議の承認は不要で議長限りで決めてよいと解されるが、しかし、いったん会議の議題となつた事件（陳情）の撤回をしようとするときは、議会の承認を得なければならぬ。